

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋内加熱蒸気（空調用）凝縮水移送系ドレントラップの交換作業において、交換対象箇所の間違いが認められたため、対応検討	C	3月16日 NO.2 関連不適合
2	1号機	屋外物揚場ページング用スピーカの点検時、取付アーム及びポールに腐食が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の冷水配管において、保温材の隙間より結露水の滴下が認められたため、漏えい箇所を特定し、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	第二中央操作室空調機（D）において、冷却器のドレン配管に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
5	5号機	タービン建屋作業用電源装置の漏電しゃ断器点検時、投入動作不良が認められたため、当該しゃ断器を修理	D	
6	5号機	タービン建屋オペフロ5-6号間連絡搬送架台の点検時、架台基礎部に変形が認められたため、連絡架台を修理	D	
7	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A・B・C）において、缶水サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	6号機	原子炉隔離時冷却系ポンプペント配管において、ビニールホース接続部に外れる可能性が認められたため、当該接続部を点検・修理	対象外	
9	集中環境施設	補助建屋電気品エリア排風機（A）の点検時、出口ダンパ及び出入口ダクトに腐食が認められたため、当該ダンパ及びダクトを修理	D	
10	集中環境施設	雑固体焼却炉前処理ドラム昇降転倒機において、ホースリールの回転不良による、ドラム圧着装置駆動用エアホースの巻取り不良が認められたため、ホースリールを点検・修理	D	
11	集中環境施設	雑固体焼却炉雑固体掻出解袋機において、掻出用シリンダ部にエアリークが認められたため、シリンダ部を点検・修理	D	
12	集中環境施設	雑固体焼却炉雑固体掻出解袋機において、解袋用キャタピラ軸受部より異音の発生（6ヶ所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで